

## 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針

〔令和3年12月21日〕  
閣議決定

### 1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根ざした新たな取組を推進することとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

令和3年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020改訂版）」（令和2年12月21日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

### 2 一括法案の提出等

下記4及び5の事項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和4年通常国会に提出することを基本とする。

現行規定で対応可能な提案については、その明確化が重要であるとの地方分権改革有識者会議での議論等を踏まえ、以下のとおり、地方公共団体に対する通知等を行う。

調査を行うなど引き続き検討を進めることとしたものについては、関係府省とも連携しつつ、内閣府において適切にフォローアップを行い、検討結果について、逐次、地方分権改革有識者会議に報告する。

地方公共団体に対して一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけの在り方については、地方の自主性及び自立性を高めるための

検討を引き続き行う。

### 3 事務・権限の移譲に伴う財源措置その他必要な支援

事務・権限の移譲に伴う財源措置については、地方公共団体において移譲された事務・権限を円滑に執行することができるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施する。

### 4 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

#### 【経済産業省】

#### (1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭 42 法 149）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・液化石油ガス販売事業者の登録等（3条1項及び2項、3条の2、4条並びに24条から26条の2）
- ・液化石油ガス販売事業者に係る各種届出の受理（6条、8条、10条2項及び3項並びに23条）
- ・液化石油ガス販売事業者に対する災害発生防止措置命令（13条2項）
- ・液化石油ガス販売事業者に対する書面交付等命令（14条2項）
- ・液化石油ガス販売事業者等に係る技術基準適合命令（16条3項、16条の2第2項、35条の5及び37条の5第3項）
- ・業務主任者等の選解任の届出の受理（19条2項及び21条2項）
- ・業務主任者等の解任命令（22条）
- ・保安機関の認定等（29条1項及び2項、31条、32条2項、35条の3並びに35条の4）
- ・保安機関の一般消費者等の数の増加の認可等（33条）
- ・保安機関に対する業務等改善命令（34条3項）
- ・保安業務規程の認可等（35条1項及び3項）

削除する。

#### (34) 国民年金法（昭 34 法 141）

(i) 国民年金手帳の再交付に係る申請書（施行規則 11 条 2 項）における性別の記載については、令和 4 年度から、当該手帳に代えて発行される基礎年金番号通知書の再交付に係る申請書から不要とする。

[措置済み（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和 3 年厚生労働省令第 115 号））]

(ii) 国民年金第一号被保険者に係る申請及び届出については、以下の措置を講ずる。

- ・国民年金保険料免除の申請、国民年金保険料納付猶予の申請及び学生納付特例の申請並びに資格取得の届出及び種別変更の届出については、申請者がマイナポータルにより行うことができる仕組みを構築し、令和 4 年度上期に運用を開始する。
- ・付加保険料の納付の届出等については、申請者がオンラインにより行うことができる仕組みを構築し、令和 7 年中に運用を開始する。

#### (35) 薬剤師法（昭 35 法 146）

離島等の診療所において、荒天等により医師及び薬剤師が渡航できないことにより不在となる場合において、当該診療所に従事する医師が患者に対して遠隔でオンライン診療を行った場合の調剤については、当該医師又は薬剤師が、映像及び音声の送受信による方法で、当該診療所の看護師又は准看護師が行う PTP シート等で包装されたままの医薬品の取り揃えの状況等を確認することで、当該医薬品の提供を可能とするものの考え方や条件等について検討し、令和 3 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

#### (36) 児童扶養手当法（昭 36 法 238）

児童扶養手当の支給要件（4 条 1 項）については、離婚調停中等であっても、父又は母による現実の扶養を期待することができないと考えられる児童であると認められる場合には支給対象となることを明確化するため、「児童扶養手当遺棄の認定基準について」（昭 55 厚生省児童家庭局企画課長）を改正し、地